

○「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」

新旧対照表

改正後	現 行
<p>(前略)</p> <p>4 卸売販売業に関する事項</p> <p>(1) (中略)</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ ①から⑭に掲げるものに準ずるものであって販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの</p> <p>厚生労働大臣が適当と認めるものは、具体的には次に掲げるものであること。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p><u>ケ 学校の長であって、歯科医師の指示に基づき行う、う蝕予防のために必要な医薬品を使用するもの</u></p> <p>コ その他②から⑭に掲げるものに準じるものであって、当該医薬品の使用実態等をかんがみ卸売販売業者の販売等の相手方として適当と認められるもの</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>4 卸売販売業に関する事項</p> <p>(1) (中略)</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ ①から⑭に掲げるものに準ずるものであって販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの</p> <p>厚生労働大臣が適当と認めるものは、具体的には次に掲げるものであること。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ その他②から⑭に掲げるものに準じるものであって、当該医薬品の使用実態等をかんがみ卸売販売業者の販売等の相手方として適当と認められるもの</p> <p>(後略)</p>